

自然災害に便乗した 悪質商法に注意！

＜今回の相談事例＞

突然訪ねてきた業者に「今回の大雨で家の不具合はありませんか？」と聞かれ、屋根が少しずれていることを伝えたところ、「保険金を使って無料で修理ができますよ。」と言われた。保険会社への申請手続きも代行してくれるというが信用してよいだろうか。 (70代女性)

【アドバイス】

●自然災害に便乗した悪質業者に注意してください！

今回の大雨のように自然災害が発生すると、悪質業者による住宅修理契約トラブルに関する相談が増えます。「保険金を使い、無料で修理ができる。保険の申請も代行する。」などと自己負担がないことを強調し勧誘しますが、「実際には保険の適用外で全額負担になった」や「解約しようとするキャンセル料を契約金額の50%請求された」など後日トラブルになるケースがあります。自然災害による住宅の損害が火災保険の補償対象になる場合があることを知らない消費者が多い点に着目した勧誘方法で、最終的に住宅修理工事契約を結ぶことを目的としています。

●まずは、自分自身で保険会社に問い合わせましょう！

自然災害で住宅が損害を受けたら、まずは自分で損害保険会社か代理店に連絡し、保険金支払いの対象となるか、申請方法はどのようにしたらよいか等確認しましょう。また、住宅修理の契約をする場合は、突然訪ねてきた業者1社で契約せず、複数の業者から見積もりを取り、工事内容や金額等をよく確認し、家族の人にも相談して慎重に契約をしましょう。

●困ったときや不安なときは、すぐに消費生活センターに相談しましょう！

二セ電話詐欺に要注意！

戸 畑【ウエルとばた7F】	☎861-0999
門 司【門司区役所東棟1F】	☎331-8383
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
若 松【若松区役所2F】	☎761-5511
八幡東【八幡東区役所本館2F】	☎671-3370
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782
消費者ホットライン ☎188(あなたの地域の消費生活センターにつながります)	



まもりん



まもりん